


**大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について  
「内部溢水による管理区域外への漏えいの防止」**

---

平成31年 1月 29日

関西電力株式会社



# 大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について (1/2) 1

## 申請案件

大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉について、福島第二原子力発電所 1 号機から 4 号機の使用済燃料貯蔵槽において、地震に伴う水面の揺動（以下「スロッシング」という。）による溢水事象が発生し、排気ダクトに流入した放射性物質を含む水が、ダクトに設けた止水設備を越えて非管理区域に向かって流れ出す事象を踏まえた知見を反映するために、原子炉施設保安規定変更認可申請を実施。

（申請実績 平成31年 1月18日 申請）

## 申請概要

上流規制にて、放射性物質を含む液体を内包する配管、容器その他の設備から、当該液体があふれ出た場合においても管理区域外への漏えいを防止するために、運用事項が追加されたため、関連する保安規定条文の変更を行う。

＜改正された規則＞ 平成30年2月20日に施行※1

- ・設置許可基準規則第九条、同解釈第9条
- ・技術基準規則第十二条、同解釈12条

※1：H31.2.20（施行後1年）まで経過措置あり



上流規制の変更を踏まえた大飯発電所原子炉施設保安規定の変更内容を次頁以降にて説明

# 大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について (2/2) 2

改正された規則の要求に対して、その他設備から溢水が発生した場合に、必要な措置を行うことを上流規制にて明記しているため、運用事項の追加として保安規定の添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準(第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3)に反映する。

## <設置変更許可申請書 添付書類八(運用事項抜粋)>

10.6.2.2.1 原子炉施設の溢水評価に関する設計方針

(中略)

(4) 防護対象設備設置建屋内における溢水評価に関する設計方針

(中略)

d. その他の溢水影響に対する設計方針

その他の溢水のうち機器の誤作動や弁グランド部、配管フランジ部からの漏えい事象等に対しては、漏えい検知システム等により早期に検知し、漏えい箇所の特定及び漏えい箇所の隔離等により漏えいを止めることで防護対象設備の安全機能を損なうことのない設計とする。

その他の溢水発生時の対応を追加



## <保安規定 添付2>

変 更 前	変 更 後
<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連)</p> <p>1 火災 (中略)</p> <p>2 内部溢水 (中略)</p> <p>2. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 溢水発生時の措置に関する手順 当直課長は、配管の想定破損による溢水、スプリンクラーからの放水による溢水および地震による溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連)</p> <p>1 火災 (中略)</p> <p>2 内部溢水 (中略)</p> <p>2. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 溢水発生時の措置に関する手順 当直課長は、配管の想定破損による溢水、スプリンクラーからの放水による溢水、<u>地震による溢水およびその他の溢水</u>が発生した場合の措置を行う。</p> <p>(中略)</p>

その他の溢水発生時の対応を追加

上記内容以外の上流規制の変更箇所については、運用事項を含まないため、保安規定の変更はない。(補足説明資料参照)